

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

規則	ページ
秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(五四・高校教育課).....	1
告示	
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四四九・大曲保健所).....	1
結核予防法による医療機関の指定(四五〇・大曲保健所).....	1
森吉山県立自然公園の指定の一部改正(四五一・自然保護課).....	2
保安予定森林の指定通知(四五二・森林整備課).....	2
土地収用法による事業の認定(四五三・建設管理課).....	3
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課).....	4
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	4
選挙管理委員会告示	
個人演説会を開催することができる公営施設の指定(七六).....	6
人事委員会規則	
人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則.....	6
公安委員会告示	
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(六〇).....	6
規則	
秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成十五年六月十三日

秋田県規則第五十四号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則(昭和五十年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条各号中「一万三千元」を「一万四千元」に、「一万二千元」を「一万三千元」に改める。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成十五年四月一日から適用する。

## 告示

秋田県告示第四百四十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二条の六の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
田沢湖町立田沢湖病院	仙北郡田沢湖町生保内字水尻五十三番地一	平成十五年五月三十一日

秋田県告示第四百五十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百二十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
町立田沢湖病院	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂十七番地一	平成十五年六月一日

秋田県告示第四百五十一号  
 森吉山県立自然公園の指定(昭和四十三年秋田県告示第四百十九号)の一部を次のように改正し、平成十五年六月十三日から施行する。  
 平成十五年六月十三日  
 「第十条第一項」を、「第五条第一項」に改める。  
 第一号の表を次のように改める。  
 秋田県知事 寺田典城

位置	区	域	面積
北秋田郡森吉町	森吉字森吉山麓高原、前岳、湯の岱、平田、大印及び太平湖並びに東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇二二、一〇二三、一〇二七から一〇三五まで、一〇三七、一〇四〇、一〇四五及び一〇四九林班の各全部	東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署一〇一から一〇一五まで、一〇三六、一〇三八、一〇三九、一〇四一、一〇四三及び一〇五〇から一〇五三林班までの各一部	一〇、二二九・三八ヘクタール
北秋田郡阿仁町	東北森林管理局米代川森林計画区米代東部森林管理署上小阿仁支署二〇一〇、二〇一二から二〇一五まで、二〇一八から二〇二〇まで及び二〇二三から二〇二八林班までの各全部並びに二〇〇三から二林班までの各全部並びに二〇〇三から二〇〇九まで、二〇一一、二〇一六及び二〇二二林班の各一部		四、九八四・八九ヘクタール
計			一五、二二四・二七ヘクタール

第二号中「秋田県産業労働部観光課」を「秋田県生活環境文化部自然保護課」に、「備えつけて」を「備え置いて」に改める。

秋田県告示第四百五十二号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 保安林予定森林の所在場所

- 北秋田郡阿仁町長畑字羽立七七の一、七九の一、八〇の一、荒瀬字法度山一の一、一の八、字粕内五二の二七、五二の二八、五二の四五、五二の四六、五二の四七、

- 九九の一
- 二 指定の目的 水源のかん養
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び北秋田地

域振興局農林部並びに北秋田郡阿仁町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

秋田県告示第四百五十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)(第二十条の規定により、次のとおり事業の認定を行ったので、同法第二十六条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 起業者の名称 六郷町

二 事業の種類 六郷自転車競技場新設事業

三 起業地

(一) 収用の部分 秋田県仙北郡六郷町六郷字押切地内

(二) 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

平成十五年四月十七日付けで六郷町より申請のあった六郷自転車競技場新設事業(以下「本件事業」という。)に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十二条に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業は、近年の自由時間の増加による健康志向の高まりに対し、地域住民がひろくスポーツに親しめるような環境づくりを推進するものである。加えて、国民体育大会等の各種競技大会の開催を可能にするため、公認規格に合致するよう整備するものである。

起業者は、第三次六郷町総合計画に基づいて、スポーツ振興策を推進しており、また、本件事業に係る施設が第六十二回国民体育大会の自転車競技会場として決定されていることから、本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、六郷町一般会計において既に予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 既存の六郷自転車競技場は、老朽化によって地域住民の利用に耐えない状況にあるほか、「自転車競技場および施設に関する基準要項」及び「国際自転車競技連合格」に合致していないため、各種競技大会の開催にも支障を来して

いる。

本件事業の施行により、地域住民の利用が推進され、健康の維持増進、自由時間の有効活用及び地域の連帯感の醸成が期待されるほか、各種競技大会の開催が可能となることにより、競技スポーツの振興にもつながると考えられる。

以上ことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 一方、本件事業は、工事期間中の騒音の発生が考えられるが、起業地の周辺に民家は密集していないため、その影響は小さいものと考えられる。

よって、本件事業により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、候補地として、二箇所存在するが、

ア 交通の利便性及び立地条件が良好で、利用しやすいこと。

イ 施設を設置目的を有効に継続させるため、効率的な維持管理が行えること。  
ウ 支障物件の多寡、造成の程度及び附帯工事の有無から、事業費の経済性が優れていること。

等の基準により候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、二案中交通の利便性及び立地条件が良く、維持管理に優れ、経済性においても優れていること等から最も適切であると認められる。

(4) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性について

(1) 自由時間の増大や価値観の多様化から、充実した暮らしを築く上で、スポーツの果たす役割は大きなものとなっており、また、平成十九年には第六十二回国民体育大会が開催されることから、スポーツの振興に大きく貢献するべく、これを契機にスポーツ施設の充実を図る必要性があるものと認められる。

よって、事業効果を早期に発現する必要があるものと認められる。

(2) また、本件事業に係る起業地の範囲は、「自転車競技場および施設に関する基準要項」及び「国際自転車競技連合格」に基づき、本件事業効果を発現するために必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

(3) 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は土地を収用する公益上の必要

公 告

- がある」と認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。
- (五) 結論  
 (一)から(四)までにおいて述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。  
 以上の理由により、本件事業について、法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。
- 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
 六 郷町学務課

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日  
 平成十五年五月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
 イーストベガス推進協議会
- 三 代表者の氏名  
 長谷川 敦
- 四 主たる事務所の所在地  
 秋田市川尻大川町一番二十五号
- 五 定款に記載された目的  
 この法人は、秋田県内に居住する市民や、行政、さまざまな機関に対して、「イーストベガス構想」の実現のための調査・研究・提案などに関する事業を行い、秋田県を活性化するためのまちづくりを推進し、市民が安心して、また夢を持って生活できる社会の構築に寄与することを目的とする。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量  
 パーソナルコンピュータ 五十五台
- (二) 購入物品の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
 平成十五年八月二十二日(金)
- (四) 納入場所  
 県が指定する場所
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
 パーソナルコンピュータ 二百二十台 平成十五年七月ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格  
 (1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
 (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (二) 資格に係る申請  
 (1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年七月十四日(月)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
 秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月十三日(金)から同年七月二十二日(火)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
 平成十五年七月二十八日(月)午前十一時  
 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他  
 (一) 契約手続において使用する言語及び通貨

(二) 日本語及び日本国通貨  
入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 55 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 28 July, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量  
MPLSエッジルータ 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限  
平成十五年八月八日(金)

(四) 納入場所  
秋田県総合教育センター

(五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
MPLSエッジルータ 三式 平成十五年七月ころ

(六) 一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十五年五月三十日

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

2) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3) 資格に係る申請  
1) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年七月四日(金)までに提出すること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月十三日(金)から同年七月七日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月十四日(月)午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : MPLS Edge Router 1 set
- 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 14 July, 2003
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division , Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

選挙管理委員会告示

秋選管告示第七十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三号の規定により個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨能代市選挙管理委員会から報告があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成十五年六月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

施設の名称 サン・ウッド能代	施設の所在地 能代市秋の台一番二十八号	指定年月日 平成十五年六月二日
-------------------	------------------------	--------------------

人事委員会規則

人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年六月十三日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一田沢湖町出先機関の項中「出張所」を「出張所」に  
「健康増進センター」を「出張所」に

改め、同表大森町出先機関の項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に  
「健康増進センター」を「出張所」に

に改め、同表稲川町本庁の項中「主幹」を削り、同表稲川町出先機関の項中「在宅支援センター」を「公民館一館長」に改める。

介護支所長  
「公民館一館長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第六号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による  
 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施  
 行令（昭和33年政令第33号）第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。  
 平成15年6月13日

秋田県公安委員会委員長 大 淵 宏 道

- 1 実施年月日  
平成15年7月30日（水）午前9時から午後4時30分まで
- 2 実施場所  
秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
- 3 講習科目及び講習時間数  
猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱  
いについて5時間実施する。
- 4 受講定員  
40人
- 5 受講申込みに必要な書類  
 (1) 受講申込書 2通  
 (2) 写真 2枚  
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で  
 大きさが3センチメートル四方のものとする。  
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。
- 6 受講申込み等  
 (1) 申込み用紙の交付  
 各受付場所において交付する。  
 (2) 受付期間  
 日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）  
 第3条に規定する休日をいう。）を除き、平成15年6月13日（金）から7月25日  
 （金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。  
 (3) 受付場所  
 住所地を管轄する県内の各警察署
- 7 講習手数料  
6,800円
- 8 その他  
 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。  
 (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講

習終了証明書を交付する。  
 (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係  
 （電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全（生活保安）  
 係に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubarainetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄